

平成28年度 第1回

茨 木 市 都 市 計 画 審 議 会
— 会 議 録 —

会 議 録

(敬称略)

会議の名称	平成28年度第1回茨木市都市計画審議会
開催日時	平成28年5月23日(木) 午後16時00分開会・午前17時20分閉会
開催場所	市役所南館10階大会議室
会 長	建山 和由
出席者	<p>[委 員]</p> <p>建山 和由、秋山 孝正、神吉 紀世子、鈴木 依子、藤里 純子、 木村 正文</p> <p style="text-align: right;"><以上学識経験者></p> <p>篠原 一代、小林 美智子、朝田 充、桂 睦子、中井 高英、 山崎 明彦、松本 泰典、安孫子 浩子、坂口 康博、辰見 登</p> <p style="text-align: right;"><以上市議会推薦></p> <p>磯崎 弘治</p> <p style="text-align: right;"><以上関係行政機関の職員></p> <p>清水 康夫、川本 由貴</p> <p style="text-align: right;"><以上市民></p> <p style="text-align: right;">(以上、計19名)</p>
欠席者	澤木 昌典
事務局	福岡市長、大塚副市長、河井副市長、鎌谷都市整備部長、 田邊都市政策課長、石野都市政策課計画係長
議題(案件)	<ul style="list-style-type: none"> ・茨木市都市計画審議会会長の選出について ・茨木市都市計画審議会常務委員会の設置について <p><報告案件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・阪急総持寺駅周辺の都市計画変更について ・立地適正化計画の策定について
傍聴者	2名

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○事務局	ただ今から平成 28 年度第 1 回茨木市都市計画審議会を開会する。 開会にあたり、福岡市長からあいさつを申し上げる。
○福岡市長	(あいさつ)
○事務局	本日の出席状況であるが、委員総数 20 名のところ、出席者は 19 名となっており、茨木市都市計画審議会条例第 7 条第 2 項の規定により、会議は成立している。 また、本日は 2 名の方が傍聴されている。 本日は今年度 1 回目の茨木市都市計画審議会のため、委員の皆様を紹介する。 (学識経験者、市民委員、市議会推薦委員を順次紹介) 始めに、今年度の本審議会の会長の選出をお願いする。 本審議会の会長は茨木市都市計画審議会条例第 6 条第 1 項の規定により、学識経験者の中から委員の選挙により定める。立候補かご推薦があればお願いしたい。
○木村委員	昨年度の都市計画審議会会長を務めていただいた、建山委員が適任である。
○事務局	他に立候補又はご推薦はあるか。 (他に候補者なし)
○事務局	他に候補者はおられないので、建山委員を会長とすることに賛成の委員は、挙手をお願いする。 (全委員賛成)
○事務局	全委員が賛成であるので、建山委員に茨木市都市計画審議会会長をお願いする。 以後、本審議会の進行を建山会長にお願いする。
○建山会長	会長を務めさせていただくので、協力を賜りたい。 本日は、本審議会における常務委員会の設置についてご審議いただきました

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○事務局	<p>い。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p> <p>(事務局説明)</p>
○建山会長	<p>事務局からの説明は以上である。</p> <p>都市計画に関する案件は、本審議会で審議し決定するのが基本であるが、常務委員会は、茨木市都市計画審議会条例第8条の規定に基づき、本審議会の権限に属する軽易な事項で、あらかじめ審議会が指定するものを処理するものである。</p> <p>事務局から、常務委員会で処理する事項として、「生産緑地地区における行為の制限の解除がなされた場合の都市計画の変更に関する調査審議」及び「立地適正化計画策定に係る調査」の2点について、提案があった。</p> <p>説明を受けて、意見等はないか。</p>
○清水委員	<p>茨木市都市計画審議会条例第8条において、常務委員会はあらかじめ審議会が指定するものを処理すると規定されているが、この「処理」の解釈について説明願いたい。</p>
○事務局	<p>茨木市都市計画審議会常務委員会運営要領第2条において、常務委員会の所掌事務は、「生産緑地地区における行為の制限の解除がなされた場合の都市計画の変更」及び「専門性の高い事項で都市計画審議会が指定するもの」を調査し、又は審議すると規定している。</p> <p>このため、生産緑地地区の変更に関する事項については審議・処理するものであるが、立地適正化計画の策定については専門性の高い事項を調査し、随時、本審議会に報告するものと考えている。</p>
○田邊課長	<p>生産緑地地区の変更については国通知のとおり、軽易なものとして審議していただき、立地適正化計画の策定については、審議ではなく、行政計画として立地適正化計画を定めるにあたり、意見をいただくものとして常務委員会の設置をお願いしますものである。</p>
○建山会長	<p>常務委員会は、軽易なもの又はあらかじめ調査が必要なものについて調査審議し、その結果を審議会で議論するものであり、本審議会を補助して議論する場と考えられる。</p> <p>その他意見等ないか。</p>
○辰見委員	<p>生産緑地地区の常務委員会について、臨時委員が示されているが、専門</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>的な見地から意見をいただけるので適任であると考える。</p>
○建山会長	<p>その他意見等ないか。</p> <p>(意見なし)</p>
○建山会長	<p>生産緑地地区における行為の制限の解除がなされた場合の都市計画の変更に関する調査・審議及び、立地適正化計画に関する調査の2件について、それぞれ本審議会に常務委員会を設置することに異議はないか。</p> <p>(異議なし)</p>
○建山会長	<p>それでは、案のとおり常務委員会を設置することとする。</p> <p>常務委員会の構成については、茨木市都市計画審議会条例第8条第3項において、会長、会長が指名する委員、臨時委員及び専門委員若干名で組織することとなっているため、私から指名させていただく。</p> <p>生産緑地地区についての調査・審議を担当する委員は、学識経験者である神吉委員・藤里委員・木村委員、市民委員である清水委員・川本委員、また、臨時委員として本市の農業施策に精通している茨木市農業委員会会長の大上委員・茨木市農業協同組合代表理事組合長の岡本委員に会長を加えた8名とする。</p> <p>続いて、立地適正化計画に関する調査を担当する委員を指名する。本常務委員会は審議を伴うものではなく、市が策定予定の立地適正化計画について、専門的な立場からの意見を求められているものである。</p> <p>出された意見については適宜、他の審議会委員へ報告するとともに、パブリックコメントを経て修正された立地適正化計画については、本審議会へ諮問する。</p> <p>立地適正化計画について調査を担当する常務委員は学識経験者である、澤木委員・秋山委員・神吉委員・鈴木委員・藤里委員・木村委員、関係行政機関の職員である磯崎委員、市民委員である清水委員・川本委員に会長を加える。</p> <p>また、事務局から専門委員を置きたいとの申出がある。 事務局より専門委員について説明をお願いします。</p> <p>(事務局説明)</p>
○事務局	<p>事務局からの説明は以上である。</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○建山会長	<p>専門性の高い3名の方に参画いただくため、立地適正化計画に関する常務委員会は先程指名した10名に、紅谷氏、加我氏、肥塚氏の3名を専門委員として加えた13名で組織する。</p> <p>何か意見・質問等ないか。</p> <p>(意見・質問なし)</p> <p>事務局は、専門委員3名に対し、任命の手続きをお願いします。</p>
○建山会長	<p>また、茨木市都市計画審議会条例第6条第3項の規定により、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理することとなっている。</p> <p>本日は欠席されているが、昨年につき、会長の代理を澤木委員にお願いしたい。</p> <p>(各委員より、賛成の声あり)</p> <p>澤木委員には、事務局から報告をお願いします。</p>
○建山会長	<p>次に、次回の審議会の予定案件等について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>(阪急総持寺駅周辺の都市計画変更等について説明)</p>
○事務局	<p>事務局からの説明は以上である。</p>
○建山会長	<p>駅前交通広場については本審議会の審議案件となるが、都市計画道路の変更については大阪府決定案件であるため、本審議会から意見を述べるものである。</p> <p>何か意見・質問等ないか。</p> <p>大阪府の公聴会では意見書は提出されたか。</p>
○朝田委員	<p>意見書が提出されなかったため、大阪府の公聴会は中止となった。</p>
○田邊課長	<p>都市計画道路の一部廃止についてであるが、水路暗渠化事業により、歩道拡幅等ができています。廃止決定についての説明よりも、地域住民や関係者の協力を得て事業を実施しているという視点も説明に加えた方が良いのではないかと。</p>
○神吉委員	<p>また、都市計画道路の幅員変更事例は少ないため、都市計画道路の扱い</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>が柔軟な対応として良い事例になると考える。</p>
○田邊課長	<p>平成 25 年に大阪府全域で実施された都市計画道路の見直しにおいて、一度は存続路線となったが、市民の安全性・利便性の向上に向けて大阪府と議論した結果、今回の結論に至っている。経緯等は次回説明したい。</p>
○清水委員	<p>都市計画道路の決定は交通需要予測に基づいていると考えられるが、今回の廃止にあたり、水路暗渠化事業によりその需要を満たしているのか、数値的な裏付けを示してほしい。また、駅前交通広場の整備予定や地元調整はどのような状況か。</p>
○田邊課長	<p>現在の計画幅員は歩道部分の植栽を含めて 16 メートルである。変更後は、水路暗渠化事業により植栽帯のない 12～13 メートルの道路となるが、歩道、車道ともに、都市計画道路と同等の有効幅員は確保しており、交通需要予測に耐え得ると考えている。</p> <p>駅前交通広場の整備時期については、水路暗渠化による道路整備について、平成 30 年の（仮称）JR 総持寺駅開業に合わせて昨年からは着手しており、利用者の利便性や安全性の向上を主眼において、できるだけ早期に取り組みたいと考えている。</p> <p>なお、地域住民や地権者等へは、都市計画決定（案）に関する内容について説明を行っている。</p>
○秋山委員	<p>廃止を前向きに捉えて説明した方が良いのではないかと。現在は自動車を中心に考える時代ではない。歩道幅員を拡げた方が環境にも市民の安全のためにも良いので、今回提案されている計画の方が良くなると考える。</p>
○川本委員	<p>都市計画廃止に伴い、現況道路が廃止されることはないか。</p>
○田邊課長	<p>都市計画は廃止されるが、道路は存続する。</p> <p>現在、道路と水路で幅員 12 メートルほどある。これに加えて 4 メートルほど拡幅する計画であるが、事業の実現性等も考慮して拡幅を行わず、現時点でできる最善の措置を講じている。</p>
○建山会長	<p>その他意見等ないか。</p>
○朝田委員	<p>都市計画案の縦覧について、市民への周知に努めてほしい。また、意見書が出た場合は、審議会に提出願いたい。</p> <p>都市計画案の縦覧は 6 月中旬を予定しているが、日程が決まり次第、ホ</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○田邊課長	ホームページ等で周知を図る。 また、意見書が提出された場合は、その内容を踏まえてご審議をしていただくことになるため、本審議会へ提出する。
○建山会長	他に意見等ないか。 (意見なし)
○建山会長	引き続き、立地適正化計画の策定について、事務局から説明をお願いします。
○事務局	(立地適正化計画の策定について説明)
○建山会長	事務局からの説明は以上である。
○山崎委員	何か意見・質問等ないか。 昨年度の建設常任委員会で立地適正化計画について質問したが、本市において、居住誘導区域の設定は難しいと認識しているが、立地適正化計画を策定する経過や背景は何か。
○田邊課長	立地適正化計画については今後議論を進めるところであるが、都市計画マスタープランの高度化版として、どのようなまちづくりをしていくかを具現化するため、計画策定に踏み切ろうというものである。
○桂委員	立地適正化計画に関する常務委員会は市議会議員を除く本審議会委員で構成されているが、市議会でも質疑する場合もあるため、議論の進め形を工夫してほしい。
○田邊課長	都市計画マスタープラン改定の際に設置した常務委員会についても、今回と同様に、学識経験者、市民委員及び専門委員で構成されていたため、今回も同様の提案をさせていただいた。
○大塚副市長	居住誘導区域の設定は相当困難であることは認識している。 検討の進め方であるが、本計画は将来のまちづくりの方向性を示すものとして非常に重要であり、都市計画審議会の意見を伺う必要があると都市再生特別措置法にも明記されている。 また、専門的な議論が必要となるため、計画内容については必要に応じて市議会選出の都市計画審議会委員にも報告し、議論をしていただき、そ

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>れを踏まえ常務委員会で調査するという進め方を考えている。皆さまのご意見をお聞きし、計画に反映するよう、十分留意したい。</p>
○秋山委員	<p>本日の説明は、国土交通省が作成したコンパクトシティのまちづくりに関する説明であり、国土交通省がターゲットにしている地方都市と公共交通が充実している茨木市とは事情が違うと認識している。</p>
○建山会長	<p>他に意見等ないか。</p> <p>(意見なし)</p>
○建山会長	<p>以上で本日の審議は終了とする。</p> <p>昨年度は「区域区分の変更」や「用途地域等の変更」の審議に関して、事前に現地見学会を開催したが、今年度の予定案件についても、必要に応じて、事務局で現地見学会開催の検討をお願いします。</p> <p>その他、事務局から連絡事項があればお願いします。</p>
○事務局	<p>次回の都市計画審議会については、平成 28 年 7 月 22 日 (金) 午前 10 時から、市役所南館 8 階中会議室にて開催予定である。委員の皆様は、ご出席いただくようお願い申し上げます。</p> <p>現地見学会の開催については、別途連絡する。</p>
○建山会長	<p>以上をもって、平成 28 年度第 1 回茨木市都市計画審議会を閉会する。</p> <p>(17 時 20 分閉会)</p>